

## 裁判官の独立と安保法制の違憲判決を求める緊急要請

私たちは安保法制違憲訴訟に関わる全国の弁護士が立ち上げた団体です。

2015年に成立したいわゆる安保法制は、一見明白に憲法違反です。日本の歴代政権が認めなかった集団的自衛権行使を強引な憲法解釈によって容認するなど、内閣と国会が立憲主義を踏みにじって、成立させたものです。その目的はアメリカが海外で起こす戦争に自衛隊員を動員することにあります。これは、先の大戦の反省にたって戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めた憲法9条の平和主義を根底から覆す、憲法の明らかな破壊です。この安保法制の下で日本は今確実に平和国家から軍事国家に変わりつつあります。敵基地攻撃能力を持つ長距離巡航ミサイルを導入し、護衛艦を改修して空母を保有しようとしています。台湾をめぐる米中の軍事的緊張が高まる中、米軍と自衛隊の一体化がすすみ、日米同盟が一層強化されています。戦争の危険性はかつてなく高まっています。

このような状況に危機感を抱いた市民約7700人は、2016年から全国22の裁判所で、安保法制は憲法違反であり、平和的生存権などを侵害しているとして国を相手に裁判を提起しました。法律の専門家の証言などによって安保法制の違憲性と、安保法制による戦争の危険性、精神的被害の深刻さを訴えてきました。

しかし、これまで出された判決は、全て国の主張を追認して、憲法判断を避け、原告の訴えを退けました。政府に付度した判決と言わざるを得ません。裁判所は、原告の主張と立証に正面から向き合わず、判で押したような似た判断をくりかえしています。本来であれば憲法の番人・個人の尊厳と人権を守る最後の砦として政府や国会の過ちを正すべき裁判所がその役割を果たそうとしていません。この由々しき事態を放置すれば、安保法制のもとで政府と国会は暴走し、再び戦争への道を突き進みかねません。先の大戦で国内外で2000万人ともいわれる犠牲者を出した日本は、2度と同じ惨禍を繰り返すわけにはいきません。

そのためには、三権分立のもと司法の独立を活かして立憲主義を取り戻す必要があります。憲法と法律にのみ拘束される裁判官ひとりひとりが良心に従って、政治部門に遠慮することなく判断を下すことが必要です。そうして、安保法制は憲法違反とする判決を出すよう強く求めます。

2021年8月15日

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク

寺井一弘（代表）伊藤真（代表代行）内山新吾（副代表・山口）  
大塚武一（副代表・群馬）高崎暢（副代表・札幌）福田護（副代表・神奈川）松田幸子（副代表・宮崎）